

四半期報告書

(第150期第3四半期)

自 平成29年10月1日

至 平成29年12月31日

安田倉庫株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9

2 役員の状況	9
---------------	---

第4 経理の状況 10

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16

2 その他	20
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報 21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月9日
【四半期会計期間】	第150期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）
【会社名】	安田倉庫株式会社
【英訳名】	Yasuda Logistics Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 藤田 久行
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸三丁目3番8号
【電話番号】	東京03(3452)7311(代)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 ゆかり
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸三丁目3番8号
【電話番号】	東京03(3452)7311(代)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 ゆかり
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第3四半期連結 累計期間	第150期 第3四半期連結 累計期間	第149期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 12月31日	自平成29年 4月1日 至平成29年 12月31日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
営業収益 (百万円)	29,970	31,867	40,686
経常利益 (百万円)	2,083	1,938	3,099
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,141	1,285	2,084
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	912	7,134	1,560
純資産額 (百万円)	61,198	67,908	61,188
総資産額 (百万円)	108,501	120,203	109,156
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	37.60	43.58	68.84
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.2	56.3	55.8
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	3,083	2,006	4,931
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△1,964	△4,253	△2,702
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△380	2,189	△1,503
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	3,856	3,859	3,897

回次	第149期 第3四半期連結 会計期間	第150期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成28年 10月1日 至平成28年 12月31日	自平成29年 10月1日 至平成29年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.97	15.14

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日～平成29年12月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が改善し個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

こうした経済情勢にあつて、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫物流業界では国内貨物・輸出入貨物の荷動きは堅調に推移したものの企業間競争の激化などがあり、また、不動産業界では賃料水準は本格的な回復には至らず、依然として厳しさの残る状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、「お客様のビジネスをサポートするグローバルな物流会社」としてお客様と共に成長する、を掲げ、「中期経営計画2018」の目標達成に取り組んでおります。その一環として、物流事業では、国内外において物流施設の増強による事業基盤の強化を図り、不動産事業では、既存施設の稼働率の維持・向上に努めるとともに保有資産の再開発を進め、事業拡大を推進してまいりました。

当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績は、営業収益では、物流事業、不動産事業とも前年同期比で増収となり、前年同期比1,897百万円増（6.3%増）の31,867百万円となりました。営業利益では、物流施設の新設に伴う営業費用の増加などにより、前年同期比192百万円減（10.6%減）の1,622百万円、経常利益は前年同期比145百万円減（7.0%減）の1,938百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前期に固定資産の売却に伴う特別損失を計上したことなどにより、前年同期比144百万円増（12.7%増）の1,285百万円となりました。

セグメントの業績は、次の通りです。

物流事業では、営業収益は既存顧客の取引拡大などにより国際貨物取扱料や倉庫作業料などが増加し、前年同期比1,512百万円増（5.7%増）の28,032百万円となった一方、セグメント利益は物流施設の新設に伴う営業費用の増加などにより、前年同期比359百万円減（17.8%減）の1,661百万円となりました。

不動産事業では、賃貸オフィスビルの取得による不動産賃貸料の増加などにより、営業収益は前年同期比487百万円増（12.9%増）の4,267百万円、セグメント利益は、前年同期比203百万円増（18.1%増）の1,325百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ38百万円減の3,859百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,076百万円少ない2,006百万円の資金収入となりました。これは主に法人税等の支払額が増加したことや、その他に含まれる未払消費税等が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ2,288百万円多い4,253百万円の資金支出となりました。これは主に前年に有形固定資産の売却による収入があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期は380百万円の資金支出でしたが、当第3四半期連結累計期間は前年同期に比べ長期借入金が増加したことにより2,189百万円の資金収入となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。
なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大量買付等を行う動きもありますが、当社は、このような株式の大量買付等であっても、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付等の買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者からより有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が事業の核とする物流事業および不動産事業は、公共性の高い業種であり、その社会的使命に基づき中長期的視点から計画的に設備投資を実施することが求められ、また、投下資本の回収には相当の長期間を必要とする特徴があります。永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績に基づき、当社の企業価値を確保・向上させるためには、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在が必要不可欠です。

当社株式の大量買付等を行う者（以下、「買収者」という）が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることができるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付等の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者に関する情報も把握した上で、当該大量買付等が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付等が強行される場合には、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉および本基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、発展・成長していくための基本的な考え方として「企業理念」を「信頼・創造・挑戦」と制定し、企業理念を具現化するものとして、「経営理念」を「健全な企業活動を通じ、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさや夢を実現する。」と明文化しております。これらを企業活動の基軸として物流事業および不動産事業を展開し、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績にあります。具体的には、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在であります。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記1.のとおり、倉庫業を基盤とする物流事業と、東京・横浜での不動産賃貸業を核とする不動産事業を中心に、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

また、当社グループは2016年度から2018年度までの3年間を対象期間とする「中期経営計画2018」を平成28年2月に策定しております。

今回の「中期経営計画2018」の策定は、前中期経営計画で推進した国内外におけるサービスの拡充やグループシナジーによる経営基盤の強化を最大限に活用し、経営環境の変化に柔軟に対応し成長をより一層加速させることを目的としています。

具体的には、「中期経営計画2018」においては、ソリューション提案型営業を徹底し高品質で多様な物流サービスを提供するとともに、事業規模拡大に向けた体制づくりを進めることにより、「お客様のビジネスをサポートするグローバルな物流会社」としてお客様と共に成長する、ことを基本方針としています。

当社は、このような「中期経営計画2018」に基づき諸施策を策定・実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 本基本方針に照らして不適切な者により当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月26日開催の第140回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、平成26年6月27日開催の第146回定時株主総会等における株主の皆様のご承認を得てこれを継続しておりました。

平成29年6月28日開催の第149回定時株主総会において、従来の対応策を一部改定し、以下の内容（以下、「本プラン」という）にて継続することについて株主の皆様よりご承認いただいております。

(1) 本プランの導入の目的

当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(2)以下に定めるところに基づいた具体的な対応策の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する大量買付等を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式の交付と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他当社取締役会が適切と認める対抗措置（以下、「新株予約権の無償割当て等」という）を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）とします。

(2) 本プランについて

①本プランの概要

当社は、下記②に定める買付等（以下、「大量買付行為」という）を行う者または提案する者（以下、「大量買付者」という）に対し、下記③以下に定める手続（以下、「大量買付ルール」という）に従って当社株式の買付等を実施することを求めることにより、当該買付等についての情報の提供を受け、これを当社取締役会および下記④の独立委員会が検討するために必要な時間を確保します。

その検討の結果、下記⑤a.のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件などを内容とする新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を、その時点の当社以外の株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てることその他当社取締役会が適切と認める措置をとることができるものとします。

②対象となる買付等

本プランは下記a.またはb.に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為がなされる場合を適用対象とします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

③大量買付ルール

a. 意向表明書の提出

まず、大量買付者は、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を日本語で提出することとします。

意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示することとします。

b. 情報提供

次に、大量買付者は、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」という）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供することとします。

c. 取締役会および独立委員会による評価等

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後（大量買付情報の追加がなされた場合には追加の提供が完了した後をいう）、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」という）として以下の期間が与えられるものとし、評価期間が満了するまで大量買付行為を開始することはできないものとします。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間

(b) その他の大量買付行為の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

但し、評価期間の終了までに、後記④記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告をなし得ず、合理的な範囲内において評価期間を延長する（延長期間は最大30日とする）旨の勧告を行ったときは、当社取締役会は、評価期間を延長する理由、延長期間等を開示のうえ、評価期間を延長するものとします。

④独立委員会

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置しています。

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、または大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報および関連する情報、大量買付者の大量買付ルールへの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動について決議し、その内容を開示するものとします。

⑤対抗措置の発動の条件とその内容等

a. 発動の条件

(a) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合であって、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときには対抗措置の発動を決議するものとします。

(b) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しないものとします。但し、大量買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」であるとして独立委員会により対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときは、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

独立委員会は、大量買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」ではないと判断した場合は、その旨と対抗措置を発動すべきではない旨の勧告を行います。但し、独立委員会は、一旦対抗措置を発動すべきではない旨の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による買付等が発動の条件に該当すると判断し、対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置を発動すべき旨の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

b. 発動の判断

当社取締役会は、独立委員会を招集し、大量買付情報およびこれに関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、当社取締役会から開示された大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等並びに独自に収集した情報を検討し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとしします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性および合理性を担保するために大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非を決議します。

独立委員会が、対抗措置の発動の勧告を行った場合で、当社取締役会が対抗措置の発動が相当であると判断するときは、新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。

c. 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択します。

d. 発動の中止

当社取締役会により対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または当該対抗措置の発動を決定する判断の前提となった事実関係に変動が生じ、「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」に該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないと独立委員会が判断し、その旨の勧告を行った場合は、取締役会は対抗措置の発動の中止（対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その発行の中止または無償取得をいいます）を判断することとしします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成29年6月28日開催の第149回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までその効力を有するものとしします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会にて選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとしします（なお、当社は取締役の任期を1年としているため、速やかに変更または廃止することが可能となっております）。また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(4) 株主の皆様への影響

①本プラン導入時に株主の皆様にご与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の無償割当て等自体を行わないため、株主の皆様のご権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

②新株予約権の無償割当ての実行時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、これに係る決議において、別途定める割当て基準日における株主の皆様に対し、取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において別途定める割当て基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において別途定める数の本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、その行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式は希釈化されることになります。

但し、当社は、当社取締役会の決定により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化が生じることはなく、影響はありません。

なお、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該確定の後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

4. 本プランが本基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであり、当社の本基本方針に沿うものであります。また、本プランは、株主総会において株主の承認を得て発効すること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、取締役会から独立した者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を最大限尊重すること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間は株主総会で承認されてから3年間とされていること、当社株主総会または当社取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値および株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第3四半期連結累計期間に完成したものは次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完成年月	完成後増加能力
当社	九州営業所 (福岡県三井郡)	物流事業	保管設備の増強	2,429	平成29年6月	延床面積 約18,100㎡

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

a.【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	118,500,000
計	118,500,000

b.【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 （株） （平成29年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成30年2月9日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,360,000	30,360,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式 数100株
計	30,360,000	30,360,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	—	30,360,000	—	3,602	—	2,790

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

a. 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 854,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 29,499,800	294,998	—
単元未満株式	普通株式 5,700	—	—
発行済株式総数	30,360,000	—	—
総株主の議決権	—	294,998	—

（注） 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式92株が含まれております。

b. 【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
（自己保有株式） 安田倉庫株式会社	東京都港区海岸 3-3-8	854,500	—	854,500	2.81
計	—	854,500	—	854,500	2.81

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	守屋町営業所長	取締役	総務人事部長	鵜飼 巖	平成29年7月1日
常務取締役	物流推進部長	常務取締役	—	佐藤 一成	平成29年8月29日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,910	3,876
受取手形及び営業未収金	5,865	※2 6,077
繰延税金資産	282	204
その他	499	746
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	10,555	10,901
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	27,220	29,162
機械装置及び運搬具（純額）	1,205	1,166
工具、器具及び備品（純額）	564	588
土地	21,683	22,543
建設仮勘定	3,465	2,927
有形固定資産合計	54,140	56,389
無形固定資産		
借地権	1,016	1,016
その他	1,695	1,669
無形固定資産合計	2,712	2,685
投資その他の資産		
投資有価証券	40,403	48,865
繰延税金資産	181	181
その他	1,187	1,206
貸倒引当金	△24	△25
投資その他の資産合計	41,747	50,228
固定資産合計	98,600	109,302
資産合計	109,156	120,203

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,683	2,703
短期借入金	4,150	4,150
1年内返済予定の長期借入金	5,261	4,564
未払法人税等	757	144
未払費用	958	793
その他	1,396	1,170
流動負債合計	15,207	13,525
固定負債		
長期借入金	15,366	18,668
繰延税金負債	11,031	13,581
退職給付に係る負債	2,211	2,274
長期預り敷金保証金	3,788	3,908
その他	360	335
固定負債合計	32,759	38,769
負債合計	47,967	52,295
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,602	3,602
資本剰余金	2,803	2,803
利益剰余金	29,623	30,495
自己株式	△662	△662
株主資本合計	35,365	36,238
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	25,790	31,610
為替換算調整勘定	△218	△194
退職給付に係る調整累計額	13	12
その他の包括利益累計額合計	25,585	31,428
非支配株主持分	237	241
純資産合計	61,188	67,908
負債純資産合計	109,156	120,203

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
営業収益		
保管料	4,717	4,755
倉庫作業料	5,622	6,162
陸運料	8,340	8,447
国際貨物取扱料	5,153	5,818
物流賃貸料	1,189	1,237
不動産賃貸料	2,729	2,933
その他	2,216	2,512
営業収益合計	29,970	31,867
営業原価		
作業費	13,763	14,844
人件費	5,057	5,249
賃借料	1,394	1,637
租税公課	649	674
減価償却費	1,721	1,661
その他	3,606	4,140
営業原価合計	26,192	28,207
営業総利益	3,777	3,660
販売費及び一般管理費		
報酬及び給料手当	912	935
福利厚生費	143	168
退職給付費用	29	30
減価償却費	83	83
支払手数料	300	292
租税公課	138	174
その他	355	354
販売費及び一般管理費合計	1,963	2,038
営業利益	1,814	1,622
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	426	462
雑収入	32	34
営業外収益合計	464	501
営業外費用		
支払利息	182	172
雑支出	12	12
営業外費用合計	194	185
経常利益	2,083	1,938

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	-	0
固定資産売却益	7	8
特別利益合計	7	8
特別損失		
固定資産売却損	295	0
固定資産廃棄損	129	30
中途解約損	-	10
特別損失合計	425	41
税金等調整前四半期純利益	1,665	1,906
法人税、住民税及び事業税	445	553
法人税等調整額	71	62
法人税等合計	516	615
四半期純利益	1,149	1,290
非支配株主に帰属する四半期純利益	8	5
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,141	1,285

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純利益	1,149	1,290
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	109	5,820
為替換算調整勘定	△338	24
退職給付に係る調整額	△7	△1
その他の包括利益合計	△236	5,844
四半期包括利益	912	7,134
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	922	7,129
非支配株主に係る四半期包括利益	△9	5

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,665	1,906
減価償却費	1,804	1,744
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	46	61
受取利息及び受取配当金	△431	△466
支払利息	182	172
固定資産売却損益 (△は益)	288	△8
固定資産廃棄損	129	30
売上債権の増減額 (△は増加)	△454	△209
仕入債務の増減額 (△は減少)	△27	19
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	235	119
その他	△2	△524
小計	3,435	2,845
利息及び配当金の受取額	428	464
利息の支払額	△182	△169
法人税等の支払額	△598	△1,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,083	2,006
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△42
定期預金の払戻による収入	20	38
有形固定資産の取得による支出	△4,588	△4,036
有形固定資産の売却による収入	2,944	9
無形固定資産の取得による支出	△110	△108
投資有価証券の取得による支出	△1	△74
その他	△228	△38
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,964	△4,253
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	800	1,200
短期借入金の返済による支出	△1,080	△1,200
長期借入れによる収入	4,300	6,918
長期借入金の返済による支出	△3,965	△4,313
配当金の支払額	△423	△411
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△7	—
その他	△4	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△380	2,189
現金及び現金同等物に係る換算差額	△80	18
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	657	△38
現金及び現金同等物の期首残高	3,198	3,897
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,856	※ 3,859

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社の従業員の借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
	3百万円	4百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	一百万円	36百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	3,897百万円	3,876百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△40百万円	△16百万円
現金及び現金同等物	3,856百万円	3,859百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	212	7	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	212	7	平成28年9月30日	平成28年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間
末後となるもの
該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	206	7	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金
平成29年11月2日 取締役会	普通株式	206	7	平成29年9月30日	平成29年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間
末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報
前第3四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	物流事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への営業収益	26,506	3,463	29,970	-	29,970
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	12	316	328	△328	-
計	26,519	3,779	30,299	△328	29,970
セグメント利益	2,020	1,122	3,142	△1,328	1,814

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,328百万円には、セグメント間取引消去△5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,323百万円が含まれております。全社費用は、親会社の総務部門等、管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	物流事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への営業収益	28,013	3,854	31,867	-	31,867
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	18	412	431	△431	-
計	28,032	4,267	32,299	△431	31,867
セグメント利益	1,661	1,325	2,987	△1,364	1,622

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,364百万円には、セグメント間取引消去△10百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,354百万円が含まれております。全社費用は、親会社の総務部門等、管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	37円60銭	43円58銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,141	1,285
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,141	1,285
普通株式の期中平均株式数(株)	30,347,571	29,505,410

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成29年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・206百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・7円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成29年12月6日

(注) 平成29年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

安田倉庫株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺岡 久仁子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている安田倉庫株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、安田倉庫株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。